

令和4年

第1回臨時会

会議録

(第1号)

令和4年1月25日

令和4年第1回 江差町議会臨時会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和4年1月25日(火) 11時10分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(町長 行政報告)

日程第3 承認第1号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第15号)の専決
処分の承認を求めることについて

日程第4 承認第2号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第16号)の専決
処分の承認を求めることについて

日程第5 議案第1号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第17号)につい
て

日程第6 請願第1号 令和4年度の米政策に関する請願について

日程第7 発議第1号 令和4年度の米政策に関する意見書の提出について

◎ 出席議員(11名)

議	長	打越東亜夫
副	長	萩原徹
議	員	薄木晴午
		飯田隆一
		塚本真
		西海谷望
		小梅洋子
		小野寺真
		小林くにこ
		出崎太郎
		大門和幸

◎ 欠席議員(1名)

議	員	室井正行
---	---	------

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副 町	長	田畑 明
教 育	長	太田 誠
総 務 課	長	中川 智
まちづくり推進課	長	尾山 徹
まちづくり推進課	参事	長尾 恵一
財 政 課	長	斉藤 敏己
税 務 課	長	西海 谷靖
町 民 福 祉 課	長	竹内 強
健 康 推 進 課	長	白鳥 智子
産 業 振 興 課	長	出崎 雄司
追 分 観 光 課	長	畑 竜哉
建 設 水 道 課	長	岸田 雄治
高 齢 あ ん し ん 課	長	三好 泰彦
出 納 室	長	岸田 真由美
学 校 教 育 課	長	岸田 礼治
社 会 教 育 課	長	安田 克臣
総 務 課 主 幹		宮津 宗介

(議会事務局)

局	長	梅川 年代
書	記	森 直彦

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員は、11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和4年第1回江差町議会臨時会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、9番、飯田議員、10番、薄木議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長からの報告がありました。

従いまして、今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告がありますので。

あ、町長よりだ。

すいません。

次に、町長より、行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

寄付採納について、ご報告申し上げます。

初めに、令和3年12月20日、函館市に事務所を置く第一生命労働組合函館営業職支部執行委員長、佐々木道也様より、町立日明日保育園に対し、児童福祉推進のためにDVDのご寄贈がありました。

同組合の地域貢献活動は、平成22年度から継続されており、この間、町内保育園、学童保育所にご寄贈いただいております。

ご寄贈いただきましたDVDにつきましては、保育園にて活用させていただきます。

最後に、令和3年12月21日、江差町字本町38番地、株式会社五勝手屋本舗、代表取締役、小笠原敏文様より、図書館の図書充実のためにと、現金10万円のご寄付がございました。

昭和62年に小笠原文庫を創設以来、毎年、ご寄付いただき、今回までの寄付総額は、690万円となり、購入させていただいた図書数も令和2年度までで、1,999冊を数えました。

文庫は、北海道関係資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し、地域全体に重要な存在となっているところでございます。

そのため、本臨時会に補正予算として提案しております。

以上、ご寄付がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業、子育て世帯への臨時特別給付にかかる

経費の補正につきまして、令和3年12月21日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、私の方からご説明申し上げます。

議案書は、3頁、資料は、1頁をご覧いただきたいと思っております。

専決処分いたしました、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)追加給付について、ご説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの経済対策といたしまして、児童手当の所得制限以下の世帯の18歳以下の子供一人につき、10万円を給付する事業につきましては、昨年12月6日付け専決処分にて、先行給付分の5万円の支給に係る予算を補正したところでございます。

今回の専決処分による予算補正は、追加給付の5万円の給付に係る予算でございます。

給付の対象となる世帯や対象となる児童、給付の流れなどは、前回と同様ですので割愛させていただきます。

支給時期につきましては、いわゆるプッシュ型児童手当を受給されている世帯のうち、公務員以外の方については、1月14日に支給を完了し、それ以外の申請方式となる方については、1回目を1月26日より支給し、それ以降は、順次支給することにより進めてまいります。

補正額につきましては、給付金と事務費を合わせまして4,320万2千円、全額国庫支出金が財源でございます。

説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第4、承認第2号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第16号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

承認第2号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第16号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る経費の補正につきまして、令和4年1月6日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書15頁をお開き願います。資料は、3頁をお開き願います。

専決処分いたしました補正予算、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について、ご説明申し上げます。

この事業につきましても、新型コロナウイルス感染症によって生じた影響に対する国の施策の1つで、生活、暮らしの支援の観点から、住民税非課税世帯などに対して、一世帯当たり10万円を給付するものでございます。

令和3年12月10日現在におきまして、住民税非課税世帯、あるいは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当と見なされる世帯が対象でございまして、前者はプッシュ型により2月上旬より支給を開始し、後者は、申請により2月以降に支給していくこととしてございます。その他詳しいことは、資料をご覧くださいと思います。

対象となる世帯につきましては、1,650世帯と見込んでおり、事務費と併せまして補正額は、1億6,716万8千円としてございます。

財源は、全額国庫支出金でございます。

説明は以上となりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第2号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第16号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

次に、日程第5、議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第17号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第17号)についてでございます。

今回の補正につきましては、大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査、文化会館移動観覧席改修をはじめ、5つの事業について補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、3,495万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、63億3,104万円とするものでございます。

併せまして、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書29頁をお開き願いたいと思います。

最初に、成年後見制度支援体制オンライン化推進事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を図りながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進するため、中核機関、これは江差町青年後見支援センターでございますが、そちらで実施する相談支援や協議会開催などをオンラインを活用して行うための環境整備に係るノートパソコンやタブレットなど、物品等の購入について補助をするものでございます。

補正額は30万円。4分の3の22万5千円が道からの補助で、残り7万5千円が一般財源でございます。

次に、児童手当システム改修でございます。

令和4年10月支給分から制度の一部が変更となり、システムの改修が必要となるため、補正をお願いするものでございます。

2つ改正がございまして、1つ目は、特例給付の支給について所得上限額が設けられるもので、扶養親族等の人数ごとに定められた所得上限限度額を超える場合、特例給付金が支給されなくなるものでございます。

2つ目は、現況届の省略についてで、DVにより居住している住所と住民票の住所地が異なる方や、離婚協議中で配偶者と別居されている方などを除き、原則現況を公簿等で確認することで現況届の提出を不用とするものでございます。

補正額は、49万5千円で、全額国庫支出金が財源でございます。

次に、大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査でございます。

資料は、5頁をご覧願いたいと思います。

第二次スクリーニング計画において、調査が必要と判断された箇所において、ボーリング調査と地下水位の観測を行うものでございます。

調査を行う地点は、資料の黄色でマーカーをしているNo.1の1からNo.2の2までの4箇所でございます。

この調査につきましては、社会資本整備総合交付金の対象となりますが、国から令和4年度の交付額が大幅に減少する見込みであり、前倒しで実施でないか打診があったことから、この度、臨時会で補正をお願いするものでございます。

補正額は1,800万円。国庫支出金が900万円で、残り900万円が一般財源でございます。

次に、図書館資料整備でございます。

先程、行政報告でもございました小笠原敏文様からの寄付金にて、図書の購入をするものでございます。

補正額は10万円で、全額その他特定財源でございます。

次に、文化会館移動観覧席改修でございます。

資料は7頁となります。

移動観覧席につきましては、歪みが生じておりまして、専門業者の保守点検をしていただいたところでございますが、結果としては、調整しながらの稼働は限界であるという結論であり、現状のまま格納した場合は、稼働そのものができなくなるという恐れがあるため、改修をすることといたしましたので、補正をお願いするものでございます。

改修の内容といたしましては、構造体及び駆動装置の改修と制御システムの更新及び交換となっております。

構造体駆動装置は、3か月程度。制御システムは、6か月程度要するというものであり、指定避難所であることや、9月には江差町追分全国大会も控えていることなどから、早急に改修をする必要があるため、この度、補正予算として提案させていただいたものでございます。

補正額は、1,605万8千円、全額一般財源でございます。

補正額合計では、3,495万3千円で、財源が、国庫が949万5千円、道支出金が22万5千円、その他特定財源が10万円で、残り一般財源が2,513万3千円でございます。

次に、33頁をお開き願います。

第2表、繰越明許費の補正でございます。

大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査と文化会館移動観覧席改修でございますけれども、いずれも年度内に完了できないことから、翌年度に予算を繰越しするものでございます。

繰越し金額は、それぞれ補正した金額と同額であり、記載のとおりでございますので、

割愛させていただきます。

以上で説明は終わりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望。

あ、誰だ。

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。

1点、お聞きします。

大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査の件で、お聞きしたいと思います。

なんせ地元ですので、南が丘ですので、お聞きしたいと。

2点あります。

1点目は、確認なんですけど、資料の3を見ておりますが、5頁目の資料3を見ておりますが、これ、前回は質疑等でありましたが、大きく2つ、いわば、山側といいますか、ふれあいセンター側と元のJRの線路側の大きく2つが調査なんですけれども。

それで、第一次スクリーニング調査の時に、今言いました山側、道職員住宅から南が丘ふれあいセンター、さらに、南の方、運動公園の方に繋がる地域も含めて、第一次スクリーニングで、大規模盛土ということで位置付けられました。

これ、第二次で必要性がないと、危険性がない、大規模盛土ではあるけれども、第二次のスクリーニング調査の必要性はないということで、運動公園の方に伸びる南の方に伸びる地域は、調査をしないということなのか、念のため確認したいと思います。

これが、1点目。

2点目目ですが、今後のスケジュールについてですが、ある意味、いよいよ、宅造法の改正で、もしも大規模地震があった場合に、崩れるかどうか心配だと、その調査でいよいよこれが危険だということになると、一定の地域指定になったり、それから対策、いろんな国費等も入って崩落防止工事など入ることになります。

地域にとっていよいよ目に見えた調査が入り、今後のことが非常に危惧される場所でもありますが、このボーリング調査、どういうスケジュールなのか。

それからボーリング調査をやった後、多分、安定計算というんでしょうか、その数字でどれだけ大規模地震があったとして、安全なのか危険なのかということのを計算して、

それでさっき言った地域指定なり、場合によっては、工事などもということなんですが、
どういうスケジュールになるのか、概略教えていただきたいと思います。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」

小野寺議員からの質問にご答弁申し上げます。

まず1点目のですね、ボーリング調査の箇所でございますけども、ボーリング調査につ
きましては、盛土高の一番高いところ、いわゆる沢地形を埋めているものですから、
ボーリング、盛土の高さが一番高いところをですね、ボーリング調査をすることによっ
て、周辺の地盤関係も分かるということで、先程、財政課長の説明にもございましたよ
うに、水位の調査も年間とおして行うものでございますから、その沢の一番深いところ
でですね、調査を実施するという内容でございます。

それから、2点目のスケジュールでございますけども、今回、補正議決いただきましたら、
年度内に入札を実施しまして、3月中には契約をしていきたいというふうに考えて
ございます。

また、調査の期間でございますけども、概ね1年間、水位の先程から説明申している
とおりですね、年間4回程度でございますね、水位の調査、観測も行うものですから、概ね1
年程度を、調査期間を見込んでいるところでございます。

その後ですけども、先程、小野寺議員もご指摘してたとおり、もしその、危険性が高い
ということであれば、防災区域の指定等行いまして、対策法の検討に入るということ
でございますけども、前回の調査の中ではですね、ほぼ安定しているということで調査
結果も出てますんで、今回の調査を基にですね、解析を行いまして、安定しているとい
うことであれば、速やかに公表していきたいというふうに考えてございますので、ご理
解いただければなというふうに思います。

(議長)

はい。いいですか。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第17号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、請願第1号、令和4年度米政策に関する請願についてを議題といたします。

本件については、議会運営委員会から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「西海谷副委員長」

議長。

(議長)

西海谷副委員長。

「西海谷副委員長」

請願第1号、令和4年度の米政策に関する請願について、議会運営委員会での取扱いを協議した結果を報告いたします。

請願につきましては、地方自治法並びに江差町議会会議規則、江差町議会の運営に関する基準において、取扱いが規定されております。

本来であれば、請願については、委員会付託に審議することが適当なものでありますが、本日、取扱いいたします請願につきましては、この後、発議となります。令和4年度の米政策に関する意見書を国へ提出していただく旨の内容であり、については、請願書並び意見書の内容が同一で、また、現在、国会審議中の案件についての内容となり、緊急性が見受けられるため、今臨時会において、請願及び意見書としてお諮りするものであります。

議員皆様のご理解をお願い申し上げます。

以上です。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、議会運営委員会の報告もありましたとおり、委員会への付託を行わず、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

請願第1号、令和4年度米政策に関する請願について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、請願第1号については、採択することに決定いたしました。

(議長)

日程第7、発議第1号、令和4年度米政策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第1号、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

以上で、今臨時会に付議された案件は、全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和4年第1回江差町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さんでした。

閉会 11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議長

署名議員

署名議員